

不発弾探査の手続きフロー

申請を予定している土地は、
以前に、不発弾探査を
行ったことがある

はい

**補助を受けられない
可能性があります**

ただし、住宅等の建て替えで新しい住宅の
基礎が従来よりも深くなる場合、または杭
を新たに設置する場合などは補助の対象と
なる可能性があります。
詳細は沖縄県防災危機管理課へお問い合わせ
ください。

いいえ

工事しない土地の
不発弾探査を行いたい
(農地等での土地活用)

はい

**「広域探査発掘加速化事業」
でお申し込みください**

詳細は3ページへ



工事の際の不発弾探査を行いたい
(住宅・アパート等の建築やその他の工事)

はい

**「住宅等開発磁気探査支援事業」
でお申し込みください。**

詳細は4～5ページへ



- ※ 手続きから探査終了までには期間を要しますので、お早めにお申し込みください。
- ※ 他の補助対象になっている場合は、上記事業を実施できない可能性があります。

不発弾探査事業について、沖縄県ホームページからご確認ください。

沖縄県 不発弾探査 🔍 検索

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/bosaianzen/fuhatsudan/1003614.html>
(右の2次元バーコードからもアクセスできます。)



沖縄県ホームページ

広域探査発掘加速化事業

畑等、主に工事を行わない土地に対して不発弾探査を行う事業です。

【申請要件】

1. 土地の用途

- 畑等となっている土地が対象です。

※以下の場合、土地の調査または不発弾探査を実施できないことがあります。

- ・ 地滑りの恐れがある土地や急傾斜地
- ・ 川や海が隣接している土地
- ・ 土地改良事業などの事業地（計画地含む）
- ・ 森林区域に指定されている土地など

2. 土地の面積

- 100㎡を超える土地が対象です。



3. お申し込み方法

- 申請する土地の市町村窓口で、「磁気探査要望の注意事項」をご確認のうえ、磁気探査同意書（要押印）を提出してください。

※様式は各市町村窓口で用意しています（印鑑をご用意ください）。

※申請する地番については、正確に記載いただきますようお願いします。

4. お申し込みから不発弾探査終了までの流れ

- お申し込み後「土地の調査」を開始し、調査完了後に「不発弾探査」を実施します。
- 「土地の調査」及び「不発弾探査」を行う前に、担当者から土地所有者に確認の連絡を行います。

※不発弾等が埋没している可能性の高い地域を優先し予算の範囲内で不発弾探査を実施するため、お申し込みから調査及び探査実施には期間を要しますのであらかじめご了承ください。

土地の調査後、探査が完了するまでの間は、原則土地利用はできません。

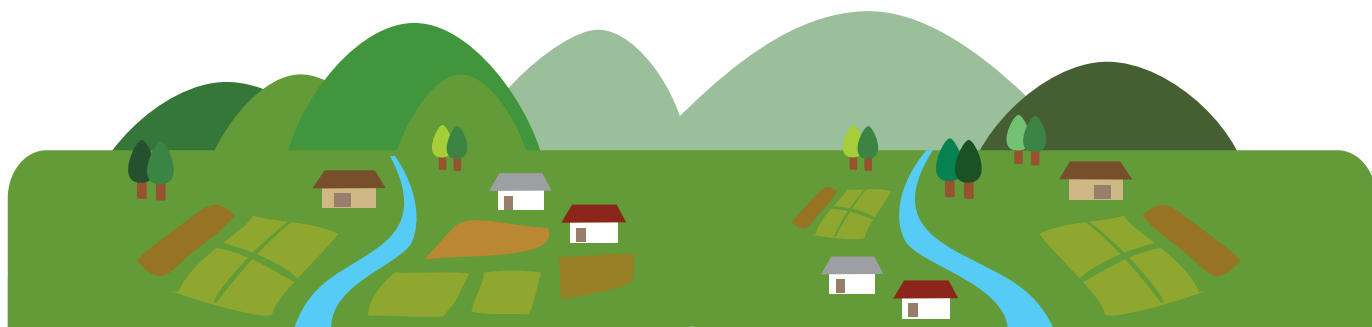
5. 不発弾探査にかかる費用

- 原則、申請者の負担はありません。

※不発弾探査を行える状態（更地）を前提とし、樹木の伐採、所有物の撤去等は、申請者ご自身で行っていただく必要があります。

6. 不発弾探査を行う業者の選定及び契約

- 沖縄県が土地の調査を行う業者及び不発弾探査を行う業者と直接契約します。



住宅等開発磁気探査支援事業

住宅の新築・建て替え、その他工事を行う際の不発弾探査費を補助する事業です。

【申請要件】

1. 土地の用途

- 住宅の新築・建て替えや、その他民間工事予定の土地が対象となります。

【工事例】・住宅の新築、建て替え ・学校 ・福祉施設 ・病院 ・事業所 ・店舗 ・工場
・ホテル ・建築以外の構造物 ・土地造成 など

2. 土地の面積

- 面積による制限はありません。



3. お申し込み方法

- 建設予定地の市町村窓口で、「申請予定票」を提出してください。
※申請予定票を提出した時点ではまだ申請は受理されていません。
- 「申請予定票」の提出後、県の担当者から申請に必要な書類についてご連絡します。

申請受理までの流れについて詳しくは5ページへ

4. お申し込みから不発弾探査実施までの期間

- 申請する不発弾探査の規模によって、補助金交付決定までの期間が異なります。
手続きに必要な期間をあらかじめご確認のうえ、余裕をもって申請してください。

5. 不発弾探査にかかる費用

- 原則、申請者の負担はありません。
※予算の範囲内で交付決定を行います。

6. 不発弾探査を行う業者の選定及び契約

- 申請者が不発弾探査を行う業者と直接契約します。
※不発弾探査業者は、1 ページ目に記載の沖縄県ホームページから「住宅等開発磁気探査支援事業」のページをご確認いただき、「入札参加資格者名簿（県内コンサルタント名簿（種類：調査）」において「磁気調査」で登録のある事業者から選定してください。



～申請予定票の提出から磁気探査実施までの流れ～

申請予定票を提出

「沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業申請予定票」を建築予定地の市町村窓口へ提出してください。
(直接持参または郵送でも可)

※この時点では、まだ申請は受理されていません。

※予算の状況等により希望する時期に磁気探査ができない場合があります。
※国や県のほかの補助を受けることが可能な場合は、申請を受け付けできない場合があります。

次ページの申請予定票を市町村へ提出

事前調整 (必要書類を用意)

県の担当者が必要書類について連絡します。
県の担当者、建築業者、不発弾探査業者など関係者でご相談のうえ、書類をご用意ください。

【申請の際に必要な書類】

1. 住宅等開発磁気探査費補助金交付申請書
2. 建築予定地の案内図
3. 建築図面
4. 現況写真
5. 磁気探査見積書(3業者分)
※1ページ目に記載している沖縄県ホームページから「住宅等開発磁気探査支援事業」のページをご確認いただき、「入札参加資格者名簿(県内コンサルタント名簿(種類:調査))」において「磁気調査」で登録している事業者から選定
6. 民間工事予定地であることを確認するための書類
※建築確認済証または建築確認申請引受書の写し、開発行為許可通知書の写しなど
7. 土地登記簿、公図の写し(土地所有者の同意書等)
8. 他に補助等をもらっていない証明

申請書類を 沖縄県へ提出

上記書類のほかに以下の**確認が必須**となっています

- 業者の担当者・審査者の資格及び雇用形態の確認
- 磁気探査機器の品質の確認
- 設計・施工者が加入している保険の状況の確認

申請書受理

※この時点で申請書受理となります。

補助金の交付決定

交付決定後に申請者と不発弾探査を行う業者が契約し、着手します。

※**交付決定まで不発弾探査は行えません**ので、ご注意ください。

令和 年 月 日

沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業申請予定票

(受付について)

- 下記の全ての項目をご確認のうえ、建築を予定している各市町村の窓口へ提出してください。
- 土・日・祝祭日の提出、お問い合わせはできません。

(注意事項)

- この申請予定票は、申請にあたって県の担当者と事前確認を行うためのものです。
- 事前確認は、申請書の書き方、添付書類の準備など実務的な内容の確認を行います。
- 事前確認の日程調整のため、下記に記載された電話へ連絡します。
記入にお間違えのないようご確認ください。

申請予定時期：

磁気探査費用(概算)：

建築種別*1： ①住宅 ②共同住宅 ③保育園・幼稚園 ④学校 ⑤福祉施設 ⑥病院
⑦事業所・店舗 ⑧太陽光発電 ⑨集会所 ⑩工場 ⑪ホテル ⑫その他

* 1 建築種別は①～⑫の項目のいずれか一つを○で囲って下さい。

民間工事予定地の住所：

(ふりがな)

氏 名：

(申請者*2)

電話番号：

* 2 必ず記載すること。法人の場合は法人名と代表者名を記載すること。

(ふりがな)

氏 名：

(磁気探査業者*3)

電話番号：

* 3 県が策定した入札参加資格者名簿登録業者*4の中から選定すること。

* 4 下記URL「住宅等開発磁気探査支援事業」(沖縄県ホームページ)をご参照ください。
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/bosaianzen/fuhatsudan/1021697.html>

(ふりがな)

氏 名：

(建築業者)

電話番号：

沖縄県からのお願い

沖縄県では、昭和49年那覇市小禄における下水道工事で死傷者38名を出した不発弾爆発事故を契機に、地中に潜む不発弾を事前に探査する取り組みに力を入れています。

現在でも不発弾が発見され続けており、その件数は年間約500件にのぼります。県内では今なお危険と隣り合わせの状態にあります。

沖縄県では県民の生命・財産を守るため、不発弾の探査を進めています。

市街地で発見された不発弾

戦後79年を経過しても今なお身近な所に不発弾が眠っています。

【不発弾を発見したら】
近寄らずに警察(110番)、
海上の場合は海上保安部
(118番)へ通報してください。



**実際に不発弾探査を行っていない建設現場から
不発弾が発見される事例もあり、
事前調査を行わない工事着工は大変危険です。**

沖縄県の磁気探査事業を活用し、
安全に建築工事・土地活用を
行うようお願いします。

